

化学的酸素要求量、窒素含有量及び
りん含有量に係る総量規制基準（案）

I 化学的酸素要求量についての総量規制基準

総量規制基準（ L_c ）は、次の算式により算出する汚濁負荷量とする。

- 1 昭和55年6月30日において既に設置されている指定地域内事業場（2に該当するものを除く。）

$$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$$

- 2 昭和55年7月1日以後新たに設置された指定地域内事業場及び同日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場になったものを含む。）

$$L_c = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$$

1及び2の算式において、 L_c 、 C_c 、 $C_{c j}$ 、 $C_{c i}$ 、 $C_{c o}$ 、 Q_c 、 $Q_{c j}$ 、 $Q_{c i}$ 及び $Q_{c o}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 $kg/日$ ）

C_c : 別表第3欄（1）に掲げる化学的酸素要求量（単位 mg/L ）

$C_{c j}$: 別表第3欄（3）に掲げる化学的酸素要求量（単位 mg/L ）

$C_{c i}$: 別表第3欄（2）に掲げる化学的酸素要求量（単位 mg/L ）

$C_{c o}$: 別表第3欄（1）に掲げる化学的酸素要求量（単位 mg/L ）

Q_c : 特定排出水の量（単位 $m^3/日$ ）

$Q_{c j}$: 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）（単位 $m^3/日$ ）

$Q_{c i}$: 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排出水の量（同期間内に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量（ $Q_{c j}$ を除く。））（単位 $m^3/日$ ）

$Q_{c o}$: 特定排出水の量（ $Q_{c i}$ 及び $Q_{c j}$ を除く。）（単位 $m^3/日$ ）

- 3 本基準の施行日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（本基準の施行日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）を除く特定排出水の量に係る C_c 、 $C_{c o}$ 、 $C_{c i}$ 及び $C_{c j}$ の値は、平成21年3月31日までの間は、なお従前のとおりとする。

目 次

I	化学的酸素要求量についての総量規制基準・・・・・・・・・・	1
II	窒素含有量についての総量規制基準・・・・・・・・・・	17
III	りん含有量についての総量規制基準・・・・・・・・・・	31

第6次総量規制基準（化学的酸素要求量）

別表

	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/l）			備考
		(1)	(2)	(3)	
2	畜産農業	70	70	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	60	
4	非金属鉱業	20	20	20	
5	肉製品製造業	40	40	30	
6	乳製品製造業	30	30	20	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量（以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。）にあっては、第3欄（3）の値は30とする。
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	40	40	30	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30	
9	寒天製造業	80	80	80	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	30	30	20	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	
12	冷凍水産物製造業	30	30	20	
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	40	40	30	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	30	30	30	
16	野菜漬物製造業	40	40	30	
17	味噌製造業	70	70	30	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40	

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			備考
		(1)	(2)	(3)	
19	うま味調味料製造業	20	20	20	
20	ソース製造業	30	30	30	
21	食酢製造業	40	40	30	
22	砂糖精製業	40	40	30	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30	
24	小麦粉製造業	30	30	30	
25	パン製造業	30	30	20	
26	生菓子製造業	40	40	30	
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30	
28	米菓製造業	40	40	40	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30	
30	植物油脂製造業	40	40	30	
31	動物油脂製造業	40	40	30	
32	食用油脂加工業	40	40	30	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	50	50	40	
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40	
35	めん類製造業	30	30	30	
37	豆腐・油揚製造業	30	30	30	
38	あん類製造業	60	60	40	
39	冷凍調理食品製造業	30	20	20	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30	
41	清涼飲料製造業	20	20	20	
42	果実酒製造業	30	30	30	
43	ビール製造業	30	30	30	
44	清酒製造業	30	30	30	
45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	
46	インスタントコーヒー製造業	20	20	20	
47	配合飼料製造業	20	20	20	
48	単体飼料製造業	20	20	20	
49	有機質肥料製造業	20	20	20	
50	たばこ製造業	30	20	20	

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			備考
		(1)	(2)	(3)	
5 1	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	3 0	3 0	3 0	
5 5	繊維工業(整理番号5 1の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの	7 5	7 5	7 0	
5 7	繊維工業で麻製織工程に係るもの	9 0	9 0	9 0	
5 8	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	4 0	4 0	3 0	
5 9	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	8 0	8 0	8 0	
6 0	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	9 0	9 0	9 0	
6 1	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5 0	5 0	5 0	
6 2	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	5 0	5 0	5 0	
6 3	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	9 0	9 0	8 0	
6 4	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	7 0	7 0	6 0	
6 5	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	4 0	4 0	4 0	

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			備考
		(1)	(2)	(3)	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業	30	30	30	接着機洗浄水を循環するものについては、第3欄の値は、それぞれ10、10、10とする。
75	木材薬品処理業	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	70	70	70	

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			備考
		(1)	(2)	(3)	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラ ンドパルプ製造工程(前工程の 未さらしケミグラントパルプ 製造工程を含む。)又はさらし セミケミカルパルプ製造工程 (前工程の未さらしセミケミ カルパルプ製造工程を含む。) に係るもの	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で未さらしクラフ トパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	60	50	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でさらしクラフト パルプ製造工程(前工程の未さ らしクラフトパルプ製造工程 を含む。)に係るもの	70	70	60	
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で古紙を原料とす るパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	60	60	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で古紙を原料とし 脱インキ又は漂白を行うパル プ製造工程(前工程の離解工 程を含む。)に係るもの	90	90	80	
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で木材又は古紙以 外のものを原料とするパルプ 製造工程に係るもの	100	100	70	

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			備考
		(1)	(2)	(3)	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	30	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	20	20	15	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	25	25	15	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30	
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	50	50	50	
101	製版業	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	30	30	

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			備考
		(1)	(2)	(3)	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	
108	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	20	20	硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ40、40、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	50	50	50	
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	40	
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	
117	発酵工業	120	110	110	
118	コールタール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	
120	プラスチック製造業	30	20	20	

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			備考
		(1)	(2)	(3)	
121	合成ゴム製造業	40	40	40	
122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	50	50	50	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	
137	農薬製造業	30	30	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	30	30	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	15	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			備考
		(1)	(2)	(3)	
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
149	コークス製造業	180	180	90	
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
154	なめしかわ製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	碎石製造業	20	20	20	

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			備考
		(1)	(2)	(3)	
170	鋳物・土石粉碎等処理業	20	20	20	
172	うわ薬製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	
175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。)又は電気炉(単独電気炉を含む。)によるものに限る。)	20	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸線業	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	
194	铸鋼製造業	10	10	10	
195	銑鉄铸物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10	10	

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			備考
		(1)	(2)	(3)	
196	鑄鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鑄鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	
204	プリント回路製造業	20	20	20	
205	電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	10	10	10	
206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	
207	精密機械器具製造業	25	10	10	
208	ガス製造工場	20	20	20	
209	下水道業	20	20	20	標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法により高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ15、15、15とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	30	30	20	

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			備考
		(1)	(2)	(3)	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	30	
213	飲食店	50	40	30	平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ30、30とする。
214	宿泊業	50	40	30	平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ30、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	30	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	40	40	30	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	60	60	60	
219	自動車整備業	20	20	20	
220	病院	30	30	30	
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	30	30	30	(1)第2欄により算定した処理対象人員が5000人以下のものにあつては、第3欄(1)の値は、40とする。

	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			備考
		(1)	(2)	(3)	
					(2) 平成18年2月1日以降に設置されるもののうち、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものについては、第3欄の値は、それぞれ20、20、20とする。
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	50	50	30	平成18年2月1日以降に設置されるものについては、第3欄(1)及び(2)の値は、それぞれ30、30とする。
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	40	30	20	
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業	40	40	40	
228	と畜場	40	40	40	
229	中央卸売市場	20	20	20	
230	地方卸売市場	20	20	20	
231	試験研究機関(規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	20	20	20	

	業種その他の区分		化学的酸素要求量 (単位 mg/l)			備考
			(1)	(2)	(3)	
232	1の項から前項までに分類されないもの	自動式車両洗淨施設	15	10	10	
		浄水施設	15	10	10	
		指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(221の項及び222の項に係るものを除く。)	40	30	30	
		その他のもの	40	30	30	

II 窒素含有量についての総量規制基準

総量規制基準（ L_n ）は、次の算式により算出する汚濁負荷量とする。

- 1 平成14年9月30日において既に設置されている指定地域内事業場（2に該当するものを除く。）

$$L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$$

- 2 平成14年10月1日以後新たに設置された指定作業場内事業及び同日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により指定地域内事業場となったものを含む。）

$$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

1及び2の算式において、 L_n 、 C_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_n 、 Q_{ni} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 kg/日）

C_n : 別表第3欄（1）に掲げる窒素含有量（単位 mg/L）

C_{ni} : 別表第3欄（2）に掲げる窒素含有量（単位 mg/L）

C_{no} : 別表第3欄（1）に掲げる窒素含有量（単位 mg/L）

Q_n : 特定排出水の量（単位 m^3 /日）

Q_{ni} : 平成14年10月1日以後新たに特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）
（単位 m^3 /日）

Q_{no} : 特定排出水の量（ Q_{ni} を除く。）（単位 m^3 /日）

- 3 本基準の施行日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（本基準の施行日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）を除く特定排出水の量に係る C_n 、 C_{no} 及び C_{ni} の値は、平成21年3月31日までの間は、なお従前のおりとする。

第6次総量規制基準（窒素含有量）

別表

	業種その他の区分	窒素含有量（単位 mg/l）		備考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	10	
5	肉製品製造業	25	10	
6	乳製品製造業	15	10	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	25	10	
12	冷凍水産物製造業	25	10	
13	冷凍水産食品製造業	30	10	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	25	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	15	10	
17	味そ製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	25	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	15	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	15	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	15	10	
26	生菓子製造業	15	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	15	10	

	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
28	米菓製造業	15	10	
29	パン・菓子製造業 (整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
30	植物油脂製造業	15	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	15	10	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	15	10	
35	めん類製造業	15	10	
37	豆腐・油揚製造業	20	10	
38	あん類製造業	15	10	
39	冷凍調理食品製造業	20	10	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	15	10	
42	果実酒製造業	15	10	
43	ビール製造業	15	10	
44	清酒製造業	15	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	15	10	
46	インスタントコーヒー製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業 (副蚕糸精練業を含む。)	20	10	
55	繊維工業 (整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	

	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	20	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	20	10	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	20	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	

	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業 (集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	20	10	
75	木材薬品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	15	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	15	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	15	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	15	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程 (前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。) 又はさらしセミケミカルパルプ製造工程 (前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。) に係るもの	15	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	15	10	

	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
8 2	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	1 5	1 0	
8 3	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	1 5	1 0	
8 4	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	1 5	1 0	
8 5	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	1 5	1 0	
8 6	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	1 5	1 0	
8 7	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	1 5	1 0	
8 8	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	1 5	1 0	
8 9	機械すき和紙製造業	1 5	1 0	
9 0	手すき和紙製造業	1 5	1 0	

	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
9 1	塗工紙製造業	1 5	1 0	
9 2	段ボール製造業	1 5	1 0	
9 3	重包装紙袋製造業	1 5	1 0	
9 4	セロファン製造業	2 0	1 0	
9 5	乾式法による繊維板製造業	2 0	1 0	
9 6	繊維板製造業 (前項に掲げるものを除く。)	1 5	1 0	
9 7	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	1 5	1 0	
1 0 0	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	2 0	1 0	
1 0 1	製版業	2 0	1 0	
1 0 2	窒素質・りん酸質肥料製造業	1 5	1 0	
1 0 3	複合肥料製造業	1 5	1 0	
1 0 4	化学肥料製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	1 5	1 0	
1 0 5	ソーダ工業	1 5	1 0	
1 0 6	電炉工業	1 5	1 0	
1 0 7	無機顔料製造業	2 5	2 0	
1 0 8	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	2 0	1 0	
1 0 9	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	1 5	1 0	
1 1 0	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1 5	1 0	
1 1 1	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	1 5	1 0	
1 1 2	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	1 5	1 0	

	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10	
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
115	脂肪族系中間物製造業	15	10	
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	コーラタール製品製造業	330	170	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	
120	プラスチック製造業	20	10	
121	合成ゴム製造業	15	10	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	
132	医薬品製剤製造業	15	10	

	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	
135	動物用医薬品製造業	15	10	
136	火薬類製造業	15	10	
137	農薬製造業	15	10	
138	合成香料製造業	15	10	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	15	10	
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	15	10	
143	写真感光材料製造業	15	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	
146	化学工業 (整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
147	石油精製業	20	10	
148	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	20	10	
149	コークス製造業	500	320	
150	石油コークス製造業	20	10	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	15	10	
153	ゴム製品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	15	10	
154	なめしかわ製造業	20	10	
155	毛皮製造業	15	10	
156	板ガラス製造業	15	10	
157	板ガラス加工業	15	10	
158	ガラス製加工素材製造業	15	10	
159	ガラス容器製造業	15	10	

	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	15	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	15	10	
162	ガラス繊維 (長繊維に限る。)・同製品製造業	15	10	
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	20	10	
164	ガラス・同製品製造業 (整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
165	生コンクリート製造業	15	10	
166	コンクリート製品製造業	15	10	
167	セメント製品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	15	10	
168	黒鉛電極製造業	15	10	
169	砕石製造業	15	10	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	15	10	
172	うわ薬製造業	15	10	
173	高炉による製鉄業	15	10	
175	フェロアロイ製造業	15	10	
176	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを除く。)	15	10	
178	製鋼・製鋼圧延業 (転炉 (単独転炉を含む。)又は電気炉 (単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	15	10	
179	熱間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	10	
180	冷間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	10	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	
182	鋼管製造業	15	10	
183	伸鉄業	15	10	

	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
184	磨棒鋼製造業	15	10	
185	引抜鋼管製造業	15	10	
186	伸線業	15	10	
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業 (整理番号 187の項から前項までに掲げ るものを除く。)	15	10	
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鋳鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番 号197の項に掲げるものを除 く。)	15	10	
196	鋳鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	15	10	
198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から 前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
200	非鉄金属製造業	15	10	
201	電気めっき業	20	10	
202	金属製品製造業(前項に掲げるも のを除く。)	20	10	
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	プリント回路製造業	20	10	
205	電気機械器具製造業 (前項に掲 げるものを除き、情報通信機械 器具製造業、電子部品・デバイ ス製造業を含む。)	20	10	
206	輸送用機械器具製造業	20	10	
207	精密機械器具製造業	15	10	
208	ガス製造工場	15	10	

	業種その他の区分	窒素含有量(単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
209	下水道業	25	20	(1) 標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ15、15とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、第3欄の値は、それぞれ30、30とする。
210	空瓶卸売業	20	10	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	25	10	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	25	10	
213	飲食店	25	10	
214	宿泊業	25	15	
215	リネンサプライ業	20	10	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	25	10	
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	25	15	
219	自動車整備業	25	10	
220	病院	25	15	

	業種その他の区分	窒素含有量 (単位 mg/l)		備考	
		(1)	(2)		
2 2 1	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 501 人以上のものに限る。)	2 5	1 0		
2 2 2	し尿浄化槽(建築基準法施行令第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のものに限る。)	3 5	1 0		
2 2 3	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	3 5	1 0		
2 2 4	ごみ処理業	2 5	1 5		
2 2 5	廃油処理業	2 5	1 0		
2 2 6	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	2 5	1 0		
2 2 7	死亡獣畜取扱業	2 5	1 5		
2 2 8	と畜場	2 5	1 5		
2 2 9	中央卸売市場	2 5	1 5		
2 3 0	地方卸売市場	2 5	1 5		
2 3 1	試験研究機関(規則第 1 条の 2 各号に掲げるものをいう。)	3 0	1 0		
2 3 2	1 の項	自動式車両洗浄施設	1 5	1 0	
	から前	浄水施設	1 5	1 0	
	項まで	指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設 (2 2 1 の項及び 2 2 2 の項に係るものを除く。)	3 5	1 0	
	に分類されな いもの	その他のもの	3 5	1 0	

Ⅲ りん含有量についての総量規制基準

総量規制基準 (L_p) は、次の算式により算出する汚濁負荷量とする。

- 1 平成14年9月30日において既に設置されている指定地域内事業場（2に該当するものを除く。）

$$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$$

- 2 平成14年10月1日以後新たに設置された指定作業場内事業及び同日以後届出がされ、当該届出に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場（工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により指定地域内事業場となったものを含む。）

$$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

1及び2の算式において、 L_p 、 C_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_p 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p : 排出が許容される汚濁負荷量 (単位 kg/日)

C_p : 別表第3欄(1)に掲げるりん含有量 (単位 mg/L)

C_{pi} : 別表第3欄(2)に掲げるりん含有量 (単位 mg/L)

C_{po} : 別表第3欄(1)に掲げるりん含有量 (単位 mg/L)

Q_p : 特定排出水の量 (単位 m^3 /日)

Q_{pi} : 平成14年10月1日以後新たに特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)
(単位 m^3 /日)

Q_{po} : 特定排出水の量(Q_{pi} を除く。)(単位 m^3 /日)

- 3 本基準の施行日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量 (本基準の施行日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量) を除く特定排出水の量に係る C_p 、 C_{po} 及び C_{pi} の値は、平成21年3月31日までの間は、なお従前のおりとする。

第6次総量規制基準（りん含有量）

別表

	業種その他の区分	りん含有量（単位 mg/l）		備考
		(1)	(2)	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	1.5	1	
4	非金属鉱業	1.5	1	
5	肉製品製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	5.5	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3	1	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	3	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	3	1	
16	野菜漬物製造業	2.5	1	
17	味そ製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	4	1.5	
19	うま味調味料製造業	2	1	
20	ソース製造業	3	1	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	2	1	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	2	1	
26	生菓子製造業	3	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1	

	業種その他の区分	りん含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
28	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業 (整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	3	1.5	
30	植物油脂製造業	2.5	1	
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	2.5	1	
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	2	1	
34	穀類でんぷん製造業	3	1.5	
35	めん類製造業	3	1	
37	豆腐・油揚製造業	4	1	
38	あん類製造業	3.5	1	
39	冷凍調理食品製造業	4	1	
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	2.5	1	
41	清涼飲料製造業	2.5	1	
42	果実酒製造業	2.5	1	
43	ビール製造業	3	1.5	
44	清酒製造業	2.5	1	
45	蒸留酒・混成酒製造業	2.5	1	
46	インスタントコーヒー製造業	2.5	1	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業	2	1	
49	有機質肥料製造業	2	1	
50	たばこ製造業	2	1	
51	生糸製造業 (副蚕糸精練業を含む。)	2	1	
55	繊維工業 (整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。) で整毛工程に係るもの	2	1	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	2	1	

	業種その他の区分	りん含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
5 8	繊維工業で毛織物機械染色整理工程 (のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程 (以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。) を含む。) に係るもの	2	1	
5 9	繊維工業で織物機械染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの (前項に掲げるものを除く。)	2	1	
6 0	繊維工業で織物手加工染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	2	1	
6 1	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	2	1	
6 2	繊維工業でニット・レース染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	2	1	
6 3	繊維工業で繊維雑品染色整理工程 (染色整理工程付帯加工処理工程を含む。) に係るもの	2	1	
6 4	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	2	1	
6 5	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	1. 5	1	
6 6	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	2	1	
6 7	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	2	1	
6 8	繊維工業 (整理番号 5 5 の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1	
6 9	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	

	業種その他の区分	りん含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
7 1	合板製造業 (集成材製造業を含む。) 又はパーティクルボード製造業	1. 5	1	
7 5	木材薬品処理業	2	1	
7 6	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	1. 5	1	
7 7	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	1. 5	1	
7 8	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナークランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	1. 5	1	
7 9	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	1. 5	1	
8 0	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程 (前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの	2	1	
8 1	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの (次項に掲げるものを除く。)	1. 5	1	

	業種その他の区分	りん含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
8 2	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	1. 5	1	
8 3	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	1. 5	1	
8 4	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	1. 5	1	
8 5	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	1. 5	1	
8 6	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	1. 5	1	
8 7	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	1. 5	1	
8 8	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	1. 5	1	
8 9	機械すき和紙製造業	1. 5	1	
9 0	手すき和紙製造業	1. 5	1	
9 1	塗工紙製造業	1. 5	1	

	業種その他の区分	りん含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
9 2	段ボール製造業	1. 5	1	
9 3	重包装紙袋製造業	1. 5	1	
9 4	セロファン製造業	1. 5	1	
9 5	乾式法による繊維板製造業	1. 5	1	
9 6	繊維板製造業 (前項に掲げるものを除く。)	1. 5	1	
9 7	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業 (整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	1. 5	1	
1 0 0	印刷業 (新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	2	1	
1 0 1	製版業	2	1	
1 0 2	窒素質・りん酸質肥料製造業	2	1	
1 0 3	複合肥料製造業	2	1	
1 0 4	化学肥料製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	1. 5	1	
1 0 5	ソーダ工業	1. 5	1	
1 0 6	電炉工業	2	1	
1 0 7	無機顔料製造業	1. 5	1	
1 0 8	無機化学工業製品製造業(整理番号105の項から前項までに掲げるものを除く。)	1. 5	1	
1 0 9	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	1. 5	1	
1 1 0	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1. 5	1	
1 1 1	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	1. 5	1	
1 1 2	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	1. 5	1	

	業種その他の区分	りん含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	1.5	1	
114	石油化学系基礎製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	1.5	1	
115	脂肪族系中間物製造業	1.5	1	
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	1.5	1	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	1.5	1	
120	プラスチック製造業	1.5	1	
121	合成ゴム製造業	1.5	1	
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	1.5	1	
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	2	1	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	2	1	
125	合成繊維製造業	1.5	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業	2	1	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	1.5	1	
129	塗料製造業	1.5	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	1.5	1	
132	医薬品製剤製造業	1.5	1	

	業種その他の区分	りん含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
133	生物学的製剤製造業	1.5	1	
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業	2	1	
136	火薬類製造業	1.5	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	2	1	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	2	1	
142	ゼラチン・接着剤製造業 (にかわ製造業を含む。)	2	1	
143	写真感光材料製造業	1.5	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	1.5	1	
145	イオン交換樹脂製造業	1.5	1	
146	化学工業 (整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1	
147	石油精製業	1.5	1	
148	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
149	コークス製造業	1.5	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	1.5	1	
153	ゴム製品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
154	なめしかわ製造業	2	1	
155	毛皮製造業	2	1	
156	板ガラス製造業	1.5	1	
157	板ガラス加工業	1.5	1	
158	ガラス製加工素材製造業	1.5	1	
159	ガラス容器製造業	1.5	1	

	業種その他の区分	りん含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	1.5	1	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	1.5	1	
162	ガラス繊維 (長繊維に限る。)・同製品製造業	1.5	1	
163	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
164	ガラス・同製品製造業 (整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1	
165	生コンクリート製造業	1.5	1	
166	コンクリート製品製造業	1.5	1	
167	セメント製品製造業 (前2項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
168	黒鉛電極製造業	1.5	1	
169	砕石製造業	1.5	1	
170	鉱物・土石粉碎等処理業	1.5	1	
172	うわ薬製造業	1.5	1	
173	高炉による製鉄業	1.5	1	
175	フェロアロイ製造業	1.5	1	
176	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
178	製鋼・製鋼圧延業 (転炉 (単独転炉を含む。)又は電気炉 (単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	1.5	1	
179	熱間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
180	冷間圧延業 (整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	1.5	1	
182	鋼管製造業	1.5	1	
183	伸鉄業	1.5	1	

	業種その他の区分	りん含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
184	磨棒鋼製造業	1.5	1	
185	引抜鋼管製造業	1.5	1	
186	伸線業	1.5	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	1.5	1	
189	めっき鋼管製造業	1.5	1	
190	めっき鉄鋼線製造業	1.5	1	
191	表面処理鋼材製造業 (整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1	
192	鍛鋼製造業	1.5	1	
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳鋼製造業	1.5	1	
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	1.5	1	
196	鋳鉄管製造業	1.5	1	
197	可鍛鋳鉄製造業	1.5	1	
198	鉄粉製造業	1.5	1	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	1.5	1	
200	非鉄金属製造業	1.5	1	
201	電気めっき業	2	1	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	2	1	
203	一般機械器具製造業	1.5	1	
204	プリント回路製造業	1.5	1	
205	電気機械器具製造業 (前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)	1.5	1	
206	輸送用機械器具製造業	1.5	1	
207	精密機械器具製造業	1.5	1	
208	ガス製造工場	2	1	

	業種その他の区分	りん含有量 (単位 mg/l)		備考
		(1)	(2)	
209	下水道業	2.5	2.3	(1) 標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ1.3、1.3とする。 (2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(標準活性汚泥法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあっては、第3欄の値は、それぞれ3.0、3.0とする。
210	空瓶卸売業	4	2	
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。)	4	1.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	1.5	
213	飲食店	4	2	
214	宿泊業	4	2	
215	リネンサプライ業	4	1	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)	4	1	

	業種その他の区分	りん含有量 (単位 mg/l)		備考	
		(1)	(2)		
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	4	2		
219	自動車整備業	4	2		
220	病院	4	2		
221	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	6	1		
222	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)	6	1		
223	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)	6	1		
224	ごみ処理業	1.5	1		
225	廃油処理業	1.5	1		
226	産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。)	1.5	1		
227	死亡獣畜取扱業	4	2		
228	と畜場	4	2		
229	中央卸売市場	4	2		
230	地方卸売市場	4	1.5		
231	試験研究機関(規則第1条の2各号に掲げるものをいう。)	4	1		
232	1の項から前項までに分類されな いもの	自動式車両洗浄施設	1.5	1	
		浄水施設	1.5	1	
		指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設(221の項及び222の項に係るものを除く。)	6	1	
		その他のもの	6	1	